

第10次中間とりまとめ（案）の概要（主な論点と方向性）

高度化法義務達成市場

□ 中間目標の第二フェーズの基本的方向性

- 事業者へのアンケートも踏まえ、2030年さらに2050年へのカーボンニュートラル社会の実現に向けた移行期と位置付け、一定の配慮措置は講じつつも、段階的に目標水準を高めながら、非化石電源側への維持・拡大を着実に促進していくことを基本とした。

□ 第二フェーズの期間と評価方法

- 期間は2023年度～25年度の3カ年とし、年度毎の中間目標に対する達成状況を評価する単年度評価を採用した。

□ 第二フェーズにおける具体的な目標値の設定方法

- 目標値の設定方法においては、第一フェーズ同様、証書の全体の需給バランスに基づき外部調達量を決めることにした。
- グランドファザリングについては、漸減する方向性とし、具体的にはグランドファザリングの設定基準から6%引き下げることにした。
- 需給バランスについては、証書の取引状況や価格推移、売れ残り、第二フェーズの位置づけなどを考慮し、なるべく市場メカニズムによる価格形成を促すよう、これまでの1.2から1.15（23年度の外部調達比率は12.0%）とした。
- 配慮措置については、具体的な措置内容や発動水準の大枠を決定した。

□ 最低価格

- これまでの証書価格の推移や当該価格の役目・意義を踏まえ、第二フェーズの位置づけも踏まえ、引き続き0.6円/kWhとした。

□ 証書購入費用と料金の在り方

- 機動的な料金転嫁と市場メカニズムを採用する制度との関係を踏まえ、当該施策の実現が困難である点を指摘。他方、料金転嫁策については引き続き検討を求める意見があった。こうした意見も踏まえ、引き続き検討を行っていくこととする。

□ その他

- 第二フェーズにおいても、目標の対象範囲は5億kWh以上の事業者とした。
- 証書の対象範囲は、引き続き非FIT証書とした。

再エネ価値取引市場

□ トラッキングの今後の方向性

- 電源種や所在地等のトラッキング情報に対する需要が増大することを見据え、トラッキング手続に一定の手数料を取ることや、証書価格そのものに差が生じるような方策（電源証明化）を今後検討することとした。

□ 最低価格の見直し

- 足下の本市場を取り巻く環境変化や市場に参加経験のある事業者（小売電気事業者や需要家）へのアンケート結果などを踏まえ、最低価格の水準を見直した（0.3円/kWh⇒0.4円/kWh）。